

7-6 敷地の擁壁・自然斜面に関する支援制度

近年、全国で地震や豪雨等による、敷地の擁壁や自然斜面、土壌の崩壊被害が多発しています。敷地の擁壁・自然斜面は所有者が適切に管理を行わないと、地震や豪雨で崩れる危険性が増え、人命や財産に影響を及ぼすことがあります。定期的に点検を行い、維持管理に努めましょう。また、少しでも不安な点があれば、建築士などの専門家に相談しましょう。世田谷区では、がけ（斜面）や擁壁の崩壊による土砂災害に備え、次の支援制度を設けています。

※安全性については、こちらを参考にしてください。

わが家の擁壁チェックシート：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html

(1) 擁壁改修専門家派遣制度

擁壁の改修を検討している方に、擁壁に関する専門家を派遣し、築造する場合の擁壁の構造や、概算工事費を無料でご提案します。（※ただし、補修工事は除きます。）

対象：区内全域の高さ2m以上のがけ（斜面）や擁壁。

(2) 通学路に面する敷地の擁壁改修等補助金

区内全域の区立小学校の通学路に面する、安全上問題のあるがけ（斜面）・擁壁について、300万円を上限に、改修等の費用の1/3を補助します。（※ただし、補修工事は除きます。）

対象：次のすべての要件に該当するもの。

- ① 改修・新設後の擁壁の高さが2mを超えるもの
- ② 建築基準法等の基準に適合し、検査済証を交付されること（宅地造成工事等の許可が必要な区域の場合は許可を受け、検査済証を交付されること）

(3) 住宅・建築物土砂災害対策改修補助金

土砂災害特別警戒区域内に建てられている住宅等について、77万2千円を上限に、土砂崩れに対して構造耐力上の安全性を有する外壁や塀の設置に要する工事費の23%を補助します。

対象：次のすべての要件に該当するもの。

- ① 土砂災害特別警戒区域内にあり、区域に指定される前から建てられている既存不適格住宅等であること
- ② 居室（居住や執務、作業、集会などのために継続的に使用する室をいいます。）を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと
- ③ 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造となること）

(4) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

土砂災害特別警戒区域内の住宅を、区内の区域外の場所へ移転する場合に、既存住宅の除却費用（延床面積×国が別途定める額[※]）、引越費用等（上限：97万5千円）及び移転先住宅の取得費用にかかる借入金の利子相当額（上限：421万円（年利率は8.5%を限度））を補助します。

※（参考）令和5年度の場合 木造住宅：3万1千円/m²、非木造住宅：4万4千円/m²

対象：次のすべての要件に該当するもの

- ① 土砂災害特別警戒区域内にある住宅で、区域に指定される前から建てられている既存不適格住宅
- ② 移転先住宅の新築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合すること

※土砂災害特別警戒区域については、「6-15土砂災害防止法」（94ページ）をご覧ください。

担当

防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

電話番号 03-6432-7158 ファクシミリ 03-6432-7982